

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号  
D A オフィス投資法人  
代表者名 執行役員 松岡 孝太郎  
(コード番号 : 8976)  
資産運用会社名  
株式会社ダヴィンチ・セレクト  
代表者名 代表取締役社長 西垣 佳機  
問合せ先 取締役総務部長 金 鎮 茂  
TEL. 03-6215-9649

### 規約変更及び役員等の選任に関するお知らせ

DA オフィス投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の役員会において、平成 20 年 10 月 31 日開催の本投資法人の第 5 回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)の招集に関し、その目的事項を下記のとおりとすることを承認いたしましたのでお知らせいたします。

なお、下記の決議事項は、投資主総会における承認をもって効力を生じます。

#### 記

#### 1. 議案の要領及び変更の理由

##### 第 1 号議案 規約変更の件

- (1) 証券取引法の一部を改正する法律が施行されたこと及び投資信託及び投資法人に関する法律その他投資法人に関わる法令が改正されたことに伴い、現行規約と関係法令との字句等の統一を図るため、全般に亘って所要の変更を行うものであります。
- (2) 投資主総会の円滑な運営を図るため、本投資法人の投資主総会に出席できる代理人たる投資主の数を 1 人とするものです。
- (3) 本投資法人の運用資産の規模拡大等に伴い監査業務が拡大していることに鑑み、監査報酬を妥当な水準にすることが可能となるように金額の上限を変更すること、及び会計監査人の報酬の支払いは決算期後 3 ヶ月以内に行うことと規定しておりますが、報酬の支払いを柔軟に行うことが可能となるように報酬の支払いを決算期後 4 ヶ月以内に行うこととするため、所要の変更を行うものであります。
- (4) 租税特別措置法が改正され、特定目的会社の優先出資証券の全部を取得した場合の除外規定が廃止されたことに伴い、現状不要となった規定の削除をするものであります。
- (5) 租税特別措置法が改正され、投資法人に係る課税の特例適用を受けるための要件の一つである借入先の定義が変更されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (6) 現行規約の規定のうち、手続きの完了や期間の経過により不要となった条項を変更又は削除し、規約を簡素化すべく、現状不要となった規定の削除をするものであります。
- (7) 不動産への投資に当たり必要がある場合に、合同会社の出資持分、地役権、民法上の動産等への投資を可能とするため所要の変更を行うものであります。そのほか、金融商品取引法の施行に伴い、不動産信託の受益権が有価証券とされることとなったことなどに伴い資産運用の対象とな

る資産の定義を変更するため、所要の修正を行うものです。

- (8) 本投資法人の投資対象となる地方主要都市について修正するほか、海外不動産への投資を可能とするため、所要の変更を行うものであります。
- (9) その他規約を簡素化し、語句の修正をする他、必要な規定の加除、表現の変更等を行うものです。

#### 第2号議案 執行役員1名選任の件

現執行役員より、平成20年10月31日をもって辞任したいとの申し出があったため、本投資主総会におきまして、新たに執行役員1名の選任に係る議案を提出いたします。(役員選任の詳細については、添付資料「第5回投資主総会招集のご通知」をご参照ください)

#### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本投資主総会におきましてあらかじめ補欠執行役員1名の選任に係る議案を提出いたします。(補欠役員選任の詳細については、添付資料「第5回投資主総会招集のご通知」をご参照ください)

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員2名より、現執行役員の辞任に伴い平成20年10月31日をもって本投資法人の監督役員を一旦辞任したい旨の申出があったため、本投資主総会におきまして、改めて監督役員2名の選任に係る議案を提出いたします。(役員選任の詳細については、添付資料「第5回投資主総会招集のご通知」をご参照ください)

#### 第5号議案 会計監査人選任の件

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律第108条第3項に基づき、平成20年2月27日に役員会の決議をもって、太陽A S G監査法人(現 太陽A S G有限責任監査法人)を本投資法人の一時会計監査人の職務を行うべきものとして選任し、現在に至っております。

つきましては、この度本投資主総会を行うにあたり、会計監査人の選任に係る議案を提出いたします。(会計監査人選任の詳細については、添付資料「第5回投資主総会招集のご通知」をご参照ください)

## 2. 今後の日程について

- 平成20年9月16日投資主総会提出議案承認役員会
- 平成20年10月15日投資主総会招集通知の発送(予定)
- 平成20年10月31日投資主総会(予定)

添付資料：第5回投資主総会招集のご通知

以上

- \* 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- \* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.da-office.co.jp>

平成20年10月15日

# 投資主各位

東京都中央区銀座六丁目2番1号  
D A オフィス投資法人  
執行役員 松岡孝太郎

## 第5回投資主総会招集のご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の投資主総会参考書類をご検討くださいます、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご捺印の上、平成20年10月30日（木曜日）17時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、本投資法人規約において「みなし賛成」を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会に提出された議案について賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人規約抜粋>

### 第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成したものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

### 記

- 1、日 時：平成20年10月31日（金曜日）午後2時
- 2、場 所：東京都港区新橋一丁目18番1号  
航空会館 7階 大ホール  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3、会議の目的事項：

#### 決議事項

- 第1号議案 規約変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

各議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎投資主総会参考資料に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.da-office.co.jp/>) に掲載いたします。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権の不統一行使をされる場合は、本投資主総会の3日前まで（平成20年10月27日まで、同日を含みます。）に議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により本投資法人にご通知ください。
  - ◎議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約変更の件

##### 1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 証券取引法の一部を改正する法律が施行されたこと及び投資信託及び投資法人に関する法律その他投資法人に関わる法令が改正されたことに伴い、現行規約と関係法令との字句等の統一を図るため、全般に亘って所要の変更を行うものであります（第30条第1項、第33条、第34条第1項及び第3項、別紙3「投資信託委託業者に対する資産運用報酬」）。
- (2) 投資主総会の円滑な運営を図るため、第12条を変更し、本投資法人の投資主総会に出席できる代理人たる投資主の数を1人とするものです。
- (3) 本投資法人の運用資産の規模拡大等に伴い監査業務が拡大していることに鑑み、監査報酬を妥当な水準にすることが可能となるように金額の上限を変更すること、及び会計監査人の報酬の支払いは決算期後3か月以内に行うことと規定しておりますが、報酬の支払いを柔軟に行うことが可能となるように報酬の支払いを決算期後4か月以内に行うこととするため、第27条を変更するものです。
- (4) 租税特別措置法が改正され、特定目的会社の優先出資証券の全部を取得した場合の除外規定が廃止されたことに伴い、別紙1「資産運用の対象及び方針」（投資態度）第8項を削除するものであります。
- (5) 租税特別措置法が改正され、投資法人に係る課税の特例適用を受けるための要件の一つである借入先の定義が変更されたことに伴い、第30条第1項の語句を調整するものです。
- (6) 現行規約の規定のうち、手続きの完了や期間の経過により不要となった条項を変更又は削除し、規約を簡素化すべく、第11章（第35条）、附則第1条及び別紙4「成立時の資産の運用を行う投資信託委託業者、一般事務受託者及び資産保管会社」を削除するものであります。
- (7) 不動産への投資に当たり必要がある場合に、合同会社の出資持分、地役権、民法上の動産等への投資を可能とするため別紙1「資産運用の対象及び方針」（資産運用の対象）第5項を変更するものです。そのほか、金融商品取引法が施行され、不動産信託の受益権が有価証券とされることとなったことなどに伴い資産運用の対象となる資産の定義を変更するため別紙1「資産運用の対象及び方針」及び別紙2「資産評価の方法、基準及び基準日」の字句の変更等、所要の修正を行うものです。

- (8) 本投資法人の投資対象となる地方主要都市について修正するほか、海外不動産への投資を可能とするため、別紙1「資産運用の対象及び方針」（投資態度）について変更を行うものです。
- (9) その他規約を簡素化し、語句の修正をするもの、その他必要な規定の加除、表現の変更等を行うものです（第13条第1項、第14条、第22条、第32条第1号②、別紙2「資産評価の方法、基準及び基準日」）。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線が変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第12条（議決権の代理行使）</p> <p>1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. [条文省略]</p>	<p>第12条（議決権の代理行使）</p> <p>1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. [現行どおり]</p>
<p>第13条（書面による議決権の行使）</p> <p>1. <u>投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. [条文省略]</p>	<p>第13条（書面による議決権の行使）</p> <p>1. <u>書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。</u></p> <p>2. [現行どおり]</p>
<p>第14条（みなし賛成）</p> <p>1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について<u>賛成したもの</u>とみなす。</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に<u>賛成したもの</u>とみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第14条（みなし賛成）</p> <p>1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について<u>賛成するもの</u>とみなす。</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に<u>賛成するもの</u>とみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第22条（決議）</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>その構成員の過半数</u>が出席の上、<u>出席者の過半数の議決</u>をもって行う。</p> <p>第27条（会計監査人の報酬の支払基準）</p> <p>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に<u>1,500万円</u>を上限とし、役員会で決定する金額を、当該決算期後<u>3か月</u>以内に支払うものとする。</p> <p>第30条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。なお、資金を借入れる場合は、<u>証券取引法第2条第3項第1号</u>に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</p> <p>2. [条文省略]</p> <p>3. [条文省略]</p> <p>4. [条文省略]</p> <p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>[条文省略]</p>	<p>第22条（決議）</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>議決に加わることができる構成員の過半数</u>が出席の上、<u>その過半数の議決</u>をもって行う。</p> <p>第27条（会計監査人の報酬の支払基準）</p> <p>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に<u>2,000万円</u>を上限とし、役員会で決定する金額を、当該決算期後<u>4か月</u>以内に支払うものとする。</p> <p>第30条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。なお、資金を借入れる場合は、<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）</u>（以下「<u>金商法</u>」という。）<u>第2条第3項第1号</u>に規定する適格機関投資家（ただし、<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）</u>（以下「<u>租税特別措置法</u>」という。）<u>第67条の15</u>に規定する機関投資家に限る。）からの借入れに限るものとする。</p> <p>2. [現行どおり]</p> <p>3. [現行どおり]</p> <p>4. [現行どおり]</p> <p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>[条文省略]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>②投資主への分配においては、原則として租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15に規定される本投資法人の配当可能所得（以下「配当可能所得」という。）の金額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。</p> <p>(2) [条文省略]  (3) [条文省略]  (4) [条文省略]  (5) [条文省略]</p>	<p>②投資主への分配においては、原則として租税特別措置法第67条の15に規定される本投資法人の配当可能所得（以下「配当可能所得」という。）の金額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができる。</p> <p>(2) [現行どおり]  (3) [現行どおり]  (4) [現行どおり]  (5) [現行どおり]</p>
<p>第33条（投資信託委託業者に対する資産運用報酬）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する<u>投資信託委託業者</u>（以下「<u>投資信託委託業者</u>」という。）に支払う資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙3に定めるとおりとする。</p>	<p>第33条（<u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬）</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する<u>資産運用会社</u>（以下「<u>資産運用会社</u>」という。）に支払う資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、本規約の一部を構成する別紙3に定めるとおりとする。</p>
<p>第34条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>投資信託委託業者</u>に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。</p> <p>2. [条文省略]</p>	<p>第34条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>資産運用会社</u>に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。</p> <p>2. [現行どおり]</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 本投資法人の発行する投資口及び投資法人債券の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</p> <p><u>第11章 成立時の投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者</u></p> <p><u>第35条（成立時の資産運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要）</u>  <u>本投資法人の成立時の資産運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者の名称、住所並びに締結すべき契約の概要は、本規約の一部を構成する別紙4に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>附則</u>  <u>第1条（短期投資法人債に係る規定の効力発生日）</u>  <u>本規約中、短期投資法人債に係る規定については、証券取引法の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）第5条の施行日より有効となることとする。</u></p>	<p>3. 本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を<u>引き受ける者</u>の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙 1 運用資産の対象及び方針 (資産運用の対象)</p> <p>1. [条文省略]</p> <p>2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) [条文省略]</p> <p>(2) [条文省略]</p> <p>(3) [条文省略]</p> <p>(4) 不動産、土地の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含むが、<u>有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。）第3条第1号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものを除く。</u>）</p> <p>(5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権及び地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託受益権（<u>有価証券に該当するものを除く。</u>）</p> <p>(6) [条文省略]</p> <p>3. [条文省略]</p> <p>(1) 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に定める優先出資証券をいう。）</p> <p>(2) 受益証券（投信法第2条第12項に定める受益証券をいう。）</p> <p>(3) 投資証券（投信法第2条第22項に定める投資証券をいう。）</p> <p>(4) [条文省略]</p>	<p>別紙 1 運用資産の対象及び方針 (資産運用の対象)</p> <p>1. [現行どおり]</p> <p>2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) [現行どおり]</p> <p>(2) [現行どおり]</p> <p>(3) [現行どおり]</p> <p>(4) 不動産、土地の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と<u>併せて</u>信託する包括信託を含む。）</p> <p>(5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権及び地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託受益権</p> <p>(6) [現行どおり]</p> <p>3. [現行どおり]</p> <p>(1) 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。）<u>（以下「資産流動化法」という。）</u>第2条第9項に定める優先出資証券をいう。）</p> <p>(2) 受益証券（投信法第2条第7項に定める受益証券をいう。）</p> <p>(3) 投資証券（投信法第2条第15項に定める投資証券をいう。）</p> <p>(4) [現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>4. [条文省略]</p> <p>(1) [条文省略]</p> <p>(2) [条文省略]</p> <p>(3) <u>有価証券（前記3. に列挙するものを除く。）</u></p> <p>(4) <u>金融先物取引等に関する権利（投信法施行令第3条第13号に定めるものをいう。）</u></p> <p>(5) <u>金融デリバティブ取引に関する権利（投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。）</u></p> <p>(6) <u>金銭債権（投信法施行令第3条第11号に定めるものをいう。）</u></p> <p>(7) <u>信託財産を本項第1号乃至前号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</u></p> <p>(8) <u>信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</u></p> <p>[新設]</p> <p>5. [条文省略]</p> <p>(1) [条文省略]</p> <p>(2) <u>有限会社法（昭和13年法律第74号。その後の改正を含む。）第18条に規定する有限会社の出資持分（実質的に不動産等に投資することを目的とする場合に限る。）</u></p>	<p>4. [現行どおり]</p> <p>(1) [現行どおり]</p> <p>(2) [現行どおり]</p> <p>(3) <u>デリバティブ取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行令」という。）第3条第2号に定めるものをいう。）</u></p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>(4) <u>金銭債権（投信法施行令第3条第7号に定めるものをいう。）</u></p> <p>(5) <u>信託財産を本項第1号乃至前号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p> <p>(6) <u>信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p> <p>(7) <u>有価証券（第2項、第3項及び前各号に列挙するものを除く。）</u></p> <p>5. [現行どおり]</p> <p>(1) [現行どおり]</p> <p>(2) <u>会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）に基づく合同会社の出資持分（ただし、有価証券に該当するものを除く。）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 資産流動化法第2条第6号に規定する特定出資（実質的に第2項第1号乃至第4号に掲げる資産に投資することを目的とする場合に限る。）</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(4) 信託財産を本項第1号乃至前号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</p> <p>[新設]</p> <p>(投資態度)</p> <p>1. 本投資法人が不動産（信託受益権に投資する場合の主たる信託財産である不動産も含む。以下同じ。）へ投資するに際しては、主たる用途をオフィスとし、その主たる投資対象エリアを東京主要5区（千代田区、中央区、港区、新宿区及び渋谷区）、首都圏（東京主要5区を除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）、地方主要都市（大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県）、名古屋圏（愛知県、三重県）、札幌市、仙台市、静岡市、広島市、北九州市、福岡市、旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、新潟市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、浜松市、奈良市、和歌山市、岡山市、倉敷市、福山市、高松市、高知市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市）とする。</p>	<p>(3) 資産流動化法第2条第6項に規定する特定出資（実質的に第2項第1号乃至第4号に掲げる資産に投資することを目的とする場合に限る。）</p> <p>(4) 地役権</p> <p>(5) 民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）に定める動産（設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に付加されたものに限る。）</p> <p>(6) 信託財産を本項第1号乃至前号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(7) 本項第1号乃至前号のほか、不動産等又は不動産対応証券の投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利</p> <p>(投資態度)</p> <p>1. 本投資法人が不動産（信託受益権に投資する場合の主たる信託財産である不動産も含む。以下同じ。）へ投資するに際しては、主たる用途をオフィスとし、その主たる投資対象エリアを東京主要5区（千代田区、中央区、港区、新宿区及び渋谷区）、首都圏（東京主要5区を除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）、地方主要都市（大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県）、名古屋圏（愛知県、三重県）、札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、広島市、北九州市、福岡市、函館市、旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、奈良市、和歌山市、岡山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市）とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. [条文省略]</p> <p>3. [条文省略]</p> <p>4. [条文省略]</p> <p>5. [条文省略]</p> <p>6. 市場動向等の急激な変化又は予期せぬ状況が発生した際には、前各項に定めに拘らず、必要な措置を講ずる。</p> <p>7. [条文省略]</p> <p>8. <u>資産総額のうちに占める不動産、不動産の賃借権、地上権、信託の受益権（不動産、土地の賃借権及び地上権のみを信託をするものに限る。）並びに投信法施行令第3条第16号に規定する匿名組合出資持分（不動産、不動産の賃借権及び地上権のみに運用するものに限る。）の価額の割合として租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含む。）第22条の19第3項で定める割合を100分の75以上とする。</u></p> <p>9. 投資法人の運用状況について、頻度及び質において高水準の開示を行うことに努める。</p> <p>(投資制限)</p> <p>1. [条文省略]</p> <p>2. 資産運用の対象に掲げる<u>金融デリバティブ取引は、本投資法人の負債に起因する金利変動リスクをヘッジすることを目的とした運用に限定し、相場変動による利殖目的の運用は行わないものとする。</u></p> <p>3. <u>本投資法人は、本邦以外に所在する不動産への投資は行わないものとする。</u></p> <p>4. <u>本投資法人は、外貨建資産への投資は行わないものとする。</u></p>	<p>2. [現行どおり]</p> <p>3. [現行どおり]</p> <p>4. [現行どおり]</p> <p>5. [現行どおり]</p> <p>6. 市場動向等の急激な変化又は予期せぬ状況が発生した際には、前各項の<u>定めに</u>拘らず、必要な措置を講ずる。</p> <p>7. [現行どおり]</p> <p>[削除]</p> <p>8. 投資法人の運用状況について、頻度及び質において高水準の開示を行うことに努める。</p> <p>(投資制限)</p> <p>1. [現行どおり]</p> <p>2. 資産運用の対象に掲げる<u>デリバティブ取引は、本投資法人の負債に起因する金利変動リスクをヘッジすることを目的とした運用に限定し、相場変動による利殖目的の運用は行わないものとする。</u></p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. 本投資法人の資産評価方法は、次の通り運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) [条文省略] (2) [条文省略] (3) [条文省略] (4) 有価証券</p> <p>(5) [条文省略] (6) <u>金融先物取引等、金融デリバティブ取引</u>による権利</p> <p>取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価格をもって評価する。</p> <p>上記にもかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ会計を認められるものについては、ヘッジ会計を適用できる。</p> <p>(7) [条文省略] (8) [条文省略]</p>	<p>別紙2 資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. 本投資法人の資産評価方法は、次の通り運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) [現行どおり] (2) [現行どおり] (3) [現行どおり] (4) 有価証券（<u>別紙1（資産運用の対象）第4項第7号に定めるものに限る。</u>）</p> <p>(5) [現行どおり] (6) <u>デリバティブ取引</u>による権利</p> <p>取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価格をもって評価する。</p> <p>上記にもかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ会計を認められるものについては、ヘッジ会計を適用できる。</p> <p>(7) [現行どおり] (8) [現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. <u>資産運用報告書</u>等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、以下のように評価するものとする。</p> <p>(1) [条文省略]  (2) [条文省略]</p> <p>別紙3  <u>投資信託委託業者</u>に対する<u>資産運用報酬</u>  本投資法人が資産の運用を委託する<u>投資信託委託業者</u>に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は次の通りとする。  [条文省略]</p> <p>運用報酬II（賃貸収益基準）  1 営業期間の「賃貸収益」の5.5%に相当する金額とする。  「賃貸収益」とは、不動産等から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設利用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸契約解約に伴う解約違約金又はそれに類する金銭その他賃貸事業から生じる収益の総額とし、不動産等の売却による収益を除くものとする。  支払時期は、<u>投資信託委託業者</u>が<u>資産運用委託契約</u>に従い投資法人に対し、毎期首に（ただし、第1期は運用資産取得後遅滞なく）提出する「年次資産管理計画」記載の賃料収益に基づき、各月の末日までに、各月分の「賃貸収益」の5.5%に相当する金額の80%を支払い、各期末における決算確定後、遅滞なく過不足を精算する。  [条文省略]</p>	<p>2. <u>資産運用報告書</u>等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、以下のように評価するものとする。</p> <p>(1) [現行どおり]  (2) [現行どおり]</p> <p>別紙3  <u>資産運用会社</u>に対する<u>資産運用報酬</u>  本投資法人が資産の運用を委託する<u>資産運用会社</u>に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は次の通りとする。  [現行どおり]</p> <p>運用報酬II（賃貸収益基準）  1 営業期間の「賃貸収益」の5.5%に相当する金額とする。  「賃貸収益」とは、不動産等から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設利用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸契約解約に伴う解約違約金又はそれに類する金銭その他賃貸事業から生じる収益の総額とし、不動産等の売却による収益を除くものとする。  支払時期は、<u>資産運用会社</u>が<u>資産運用委託契約</u>に従い投資法人に対し、毎期首に（ただし、第1期は運用資産取得後遅滞なく）提出する「年次資産管理計画」記載の賃料収益に基づき、各月の末日までに、各月分の「賃貸収益」の5.5%に相当する金額の80%を支払い、各期末における決算確定後、遅滞なく過不足を精算する。  [現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を<u>投資信託委託業者</u>の指定する銀行口座へ入金する方法で支払うものとする。</p> <p><u>別紙4</u>  <u>成立時の資産の運用を行う投資信託委託業者、一般事務受託者及び資産保管会社</u>  [条文省略]</p>	<p>なお、各報酬の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を<u>資産運用会社</u>の指定する銀行口座へ入金する方法で支払うものとする。</p> <p>[別紙4すべて削除]</p>



## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員松岡孝太郎より、平成20年10月31日をもって辞任したい旨の申し出があったため、執行役員1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約第18条第2項本文の定めにより、就任する平成20年11月1日より2年とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成20年9月16日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
(にしがきよしき) 西垣佳機 (昭和44年1月28日生)	平成4年4月 シティトラスト信託銀行株式会社 入行 平成16年5月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ 入社 平成18年2月 株式会社ダヴィンチ・セレクト 転籍 平成19年3月 同社 IR総合企画部長 平成20年3月 同社 代表取締役就任(現職)
所有する本投資法人の投資口数	18口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社ダヴィンチ・セレクトの代表取締役社長です。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、金融商品取引法第31条の4第4項の規定に従い、金融庁長官に届け出ます。
- ・その他、上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成20年9月16日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
(きむじんむ) 金 鎮 茂 (昭和38年2月18日生)	平成3年3月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店 入社 平成11年11月 ユニゾンキャピタル株式会社 入社 CFO就任 平成12年7月 有限会社真幸開発 入社 取締役副社 長就任 平成12年11月 ソシエテジェネラル証券会社東京支店 入社 平成14年12月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ 入社 平成18年2月 株式会社ダヴィンチ・セレクト 出向 取締役総務部長就任(現職) 平成18年3月 同社 転籍 平成20年3月 同社 IR総合企画部長(現職)
所有する本投資法人の投資口数	なし

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社ダヴィンチ・セレクトの取締役総務部長兼IR総合企画部長です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、金融商品取引法第31条の4第4項の規定に従い、金融庁長官に届け出ます。
- ・その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員平石孝行及び佐久間宏より、執行役員松岡孝太郎の辞任に伴い平成20年10月31日をもって本投資法人の監督役員を一旦辞任したい旨の申し出があったため、あらためて平成20年11月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第18条第2項本文の定めにより、就任する平成20年11月1日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	(ひらいしたかゆき) 平石孝行 (昭和40年10月16日生)	平成4年4月 弁護士登録 スプリング法律事務所 (旧名称: 沖信・石原・清法律事務所) 入所 平成7年9月 University of Connecticut School of Law 留学 平成8年9月 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP (旧名称: Pillsbury, Madison & Sutro LLP) 法律事務所 Los Angeles Office勤務 平成9年9月 スプリング法律事務所復帰(現職) 平成17年7月 本投資法人監督役員就任(現職)
	所有する本投資法人の投資口数	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
2	(さくまひろし) 佐久間宏 (昭和34年1月28日生)	昭和58年4月 日本電気株式会社 入社 平成元年9月 アーサーアンダーセン 入社 平成3年4月 クーパース&ライブランド 入社 平成7年9月 スミス・バーニー証券会社 入社 平成8年7月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 入社 平成10年4月 佐久間公認会計士事務所設立(現職) 平成12年5月 株式会社ジャストプランニング取締役就任(現職) 平成17年7月 本投資法人監督役員就任(現職)
	所有する本投資法人の投資口数	なし

- ・上記監督役員候補者兩名は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記監督役員候補者兩名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・上記監督役員候補者佐久間宏は、佐久間公認会計士事務所の所長であります。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律第108条第3項に基づき、平成20年2月27日に役員会の決議をもって、太陽A S G監査法人（現太陽A S G有限責任監査法人）を本投資法人の一時会計監査人の職務を行うべきものとして選任し、現在に至っております。

つきましては、この度本投資主総会を行うにあたり、会計監査人の選任をお願いするものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	太陽A S G有限責任監査法人
事務所	東京都港区赤坂8丁目5番26号 赤坂D Sビル西館9階
沿 革	太陽監査法人とA S G監査法人が平成18年1月に合併し太陽A S G監査法人となる。平成20年7月に有限責任組織形態に移行し、太陽A S G有限責任監査法人となる。

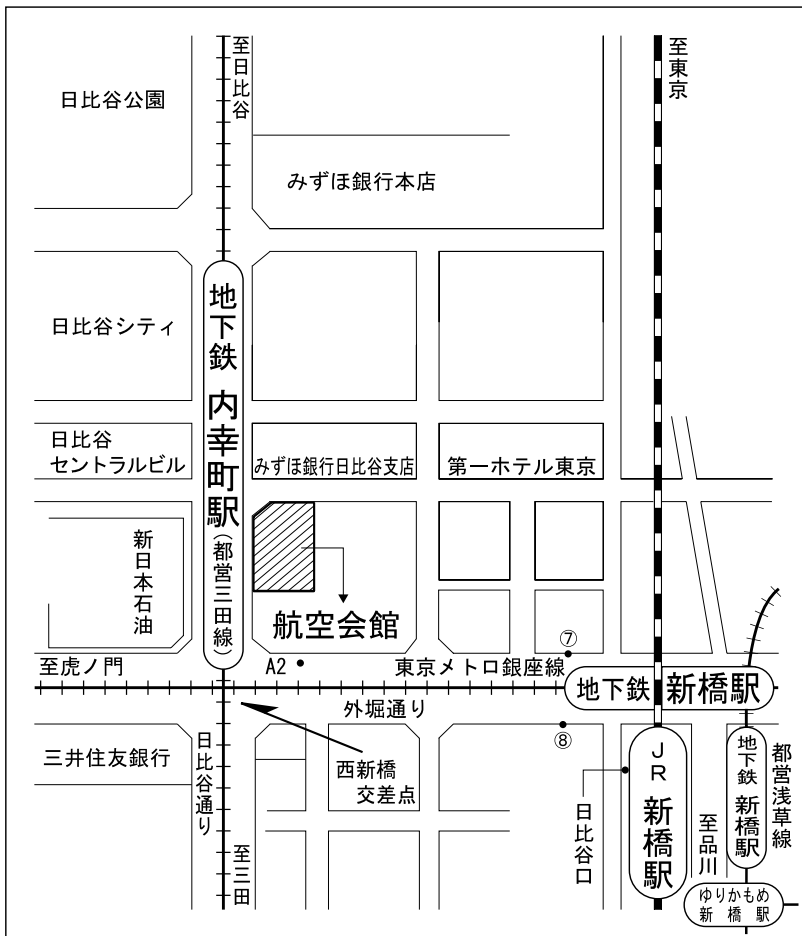
## 参考情報

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の現行規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

# 投資主総会会場ご案内図



- |     |             |      |       |
|-----|-------------|------|-------|
| J R | 新橋駅         | 日比谷口 | 徒歩 5分 |
| 地下鉄 | 東京メトロ銀座線新橋駅 | ⑦⑧出口 | 〃 5分  |
|     | 都営浅草線新橋駅    | ⑦⑧出口 | 〃 5分  |
|     | 都営三田線内幸町駅   | A2出口 | 〃 1分  |

**航空会館** 東京都港区新橋一丁目18番1号  
7階 大ホール

☎ (03) 3501-1272 (代表)

お願い：航空会館には時間貸し駐車場はございません。また、当日ご来場の際には会場周辺道路の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。